

# 鳥取県公益認定等審議会公募委員募集要項

## 1 趣 旨

公益認定等に係る県の諮問に対する答申や公益法人及び移行法人並びに公益信託の受託者に対する監督等の業務を行うため、鳥取県公益認定等審議会を設置しており、この度、県民参画基本条例第10条の規定に基づき、委員1名を公募します。

## 2 審議会の概要

### (1) 審議会の役割

- ア 公益目的事業を行うことを主たる目的としている一般社団法人及び一般財団法人の公益認定並びに公益信託の認可に係る県の諮問に対する答申
- イ 公益法人の変更認定及び移行法人の公益目的支出計画の変更認可並びに公益信託の変更認可に係る県の諮問に対する答申
- ウ 公益法人及び移行法人並びに公益信託の受託者に対する監督（報告徴求、立入検査等）

### (2) 開催回数 年2～3回程度（1回2時間程度）

### (3) 委員構成 委員5名（法律分野、会計分野、公益活動分野）

## 3 募集内容

### (1) 募集分野 公益活動分野

### (2) 募集人数 1名

### (3) 任 期 任命の日（令和8年7月23日）から3年間

### (4) 応募資格 次のすべての要件を満たす方

- ア 公益法人、NPO法人等の非営利法人や公益信託に係る活動に関して経験があり、公益法人若しくは公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する方
- イ 県内在住の満18歳以上の方（令和8年7月23日時点）
- ウ 就任時点で、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定がない方
- エ 鳥取市内で平日に開催する審議会に参加できる方（第1回目は8月上旬に開催予定）
- オ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方
- カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方

### (5) 応募方法

別添応募用紙に必要事項（応募者の氏名、住所、連絡先等と併せて、応募理由等）を記載し、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで提出してください。

### (6) 応募期間 令和8年4月17日（金）から5月1日（金）まで〔必着〕

## 4 公募委員の選考

応募資格を満たす方の中から提出された書類内容に基づき書面審査及び必要に応じて面接審査を行い、委員を決定します。委員決定後は、応募者全員に結果を通知します。

## 5 その他

- (1) 応募に際して提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。また、提出された書類は返却しません。
- (2) 委員に就任された場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。その職を退いた場合も同様とします。
- (3) 委員に就任された場合、氏名等を公表する場合があります。
- (4) 審議会に出席された場合には、県の規定に基づき、報酬及び旅費を支給します。

## 6 応募・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県総務部行政監察・法人指導課  
電 話：0857-26-7884  
ファクシミリ：0857-26-8142  
電 子 メール：gyoukan-houjin@pref.tottori.lg.jp